

負担割合 3割	下記の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
負担割合 2割	上記（利用者負担が3割）以外の人で、 下記の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
負担割合 1割	・上記（利用者負担が3割・2割）以外の人 ・40～64歳の人（2号被保険者）

※合計所得金額とは／税法上の合計所得金額から、土地や建物の売却に係る短

・転出入等による同一世帯の1号被保険者数に増減があったとき

●負担割合の変更があるとき

・所得更正があったとき  
・額を超えた金額が「高額介護サービス費」として後で払い戻されます。

## 介護保険料が変わりました

期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

※その他の合計所得金額とは／合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・県・町の負担金で賄われています。このうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

令和元年度（2019年度）から、低所得者に対する介護保険料軽減強化のため、保険料率が引き下げられました。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

平成30年（2018年）～令和2年（2020年）の介護保険料の基準額  
**月額6,200円**

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.375 (基準額×0.45)	・生活保護を受けている人 ・高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	2,325円 (2,790円)	2万7,900円 (3万3,480円)
第2段階	基準額×0.625 (基準額×0.75)	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の人	3,875円 (4,650円)	4万6,500円 (5万5,800円)
第3段階	基準額×0.725 (基準額×0.75)	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	4,495円 (4,650円)	5万3,940円 (5万5,800円)
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が300万円以上の人	1万540円	12万6,480円

※第1～3段階の（ ）内は平成30年度（2018年度）の保険料です。